

機械器具設置業 許可取得

機械器具設置工事業 許可とは？

・製品を含む請負工事が、500万円を超える場合、機械器具設置工事業の許可を持っている業者から購入する事が、建設業法にて定められています。

- ・工作機械設置工事
- ・プラント工事
- ・運搬機器設置工事
- ・集塵機器設置工事
- ・揚排水設置工事
- ・固定クレーン設置工事・・・等

福島県知事許可(般-3)第27475号/令和4年1月14日

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社 高橋機工		
代表者の氏名	代表取締役社長 高橋 幸夫		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般	機械器具設置工事業	福島県知事許可(般-3)第27475号	令和4年1月14日
この店舗で営業している建設業	機械器具設置工事業		



工作機械設置



コンプレッサ設置



集塵機設置



モーター・プロア・ポンプ設置



コンベア設置



エアコン設置



ホイスト設置



架台製作設置



水道配管設置



保温・ダクト設置工事



クリーンルーム設置 (HACCP 対応含)



屋根遮熱塗工



シートシャッター設置



LED 設置工事



電線配管工事 制御盤・製作設置

